

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ <厚生労働省評価委員会>
高齢・障害・求職者雇用支援機構	理事長	H20.3.1～H23.9.30 (同上)	0.9
	理事	H22.4.1～H23.9.30 (同上)	0.9
	監事	H22.4.1～H23.9.30 (同上)	0.9
福祉医療機構	監事	H18.7.11～H21.3.31 (同上)	1.0
	理事	H21.4.1～H23.9.30 (同上)	
労働者健康福祉機構	理事長	H22.10.1～H24.3.31 (同上)	1.0
	理事	H22.4.1～H24.3.31 (同上)	
	監事	H22.4.1～H24.3.31 (同上)	
国立病院機構	理事長	H16.4.1～H24.3.31 (同上)	1.3
国立国際医療研究センター	理事長	H22.4.1～H24.3.31 (同上)	1.0
国立成育医療研究センター	理事長	H22.4.1～H24.3.31 (同上)	1.0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「厚生労働省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）の通知について」（平成24年8月31日付け独評発第0831055号）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）について、別紙1及び別紙2のとおり意見を申し上げます。

また、通知のありました業績勘案率（案）のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の理事及び監事に係る業績勘案率（案）「0.9」、独立行政法人福祉医療機構の退職役員に係る業績勘案率（案）「1.0」、独立行政法人労働者健康福祉機構の退職役員に係る業績勘案率（案）「1.0」、独立行政法人国際医療研究センターの退職役員に係る業績勘案率（案）「1.0」並びに独立行政法人国立病院機構の退職役員に係る業績勘案率（案）「1.3」については、意見はありません。

以上

1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の理事長に係る業績勘案率（案）について

貴委員会では、理事長の業績勘案率（案）について他の退職役員（理事及び監事）と同一の「0.9」としている。

しかし、理事長の業績勘案率（案）については、在職期間中に発生した下記①及び②を法人業績の減算要因として考慮すべきであり、②のみが該当する他の退職役員と同一とみなすことは、理事長の減算要因を十分に考慮しているとは言えず、他の退職役員に対する減算要因の考え方とも均衡を欠いている。

特に、下記②の減算要因については、監事への報告が遅れていることや役員会において情報が共有されていないなど、①に引き続き発生した法人運営全体のガバナンスに係る問題であることから、法人を代表しその業務を総理する理事長の責任は他の役員よりも重大であり、その重大性について十分に考慮する必要があると考えられる。

（法人業績における減算要因）

- ① 平成14年度から20年度の間において本部及び都道府県センターで行われていた物品の購入等に係る不適正な会計経理（預け金、差替え）等
- ② 関西起業・新分野展開支援センターにおける経理関係書類の誤廃棄及び不適正な経理処理（使途不明金の発生）並びにその後の対応

2 意見

以上のとおり、上記1の減算要因に係る理事長の責任については、その在職期間及び法人の長たる立場を鑑みると、他の役員と同列にみなすことはできず、より厳格に判断すべきと考えられることから、理事長の業績勘案率（案）「0.9」については、貴委員会において更に審議を深めていただきたい。

1 独立行政法人国立成育医療研究センターの理事長に係る業績勘案率（案）について

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）の理事長に係る業績勘案率（案）については、次の事項について十分に考慮した上で決定すべきと考えられる。

- ① センターについては、平成23年11月に研究用物品の架空発注等により取引業者に公的研究費をプールするいわゆる「預け金」の疑いがあるとの報道がなされている。この問題については、貴委員会における理事長の業績勘案率（案）の決定後に公表された会計検査院の検査結果（平成23年度決算検査報告）によると、少なくとも理事長の在職期間中のうち、平成22年6月期及び23年6月期の取引業者の会計帳簿に、センターからの仮受金が計上されていることが判明している。
- ② 上記①の会計検査院の検査結果においては、理事長の在職期間中における公的研究費の経理事務に係る内部規程違反や内部監査が不十分であった点について指摘されている。

このうち上記①の事項については、司法当局において捜査中であるが、事実関係の如何によっては、理事長の業績勘案率に係る減算要因になり得るものと考えられる。

しかしながら、貴委員会では、上記②の事項を含め、これらの事項について考慮されずに理事長の業績勘案率（案）の決定に至り、当委員会に通知している。

2 意見

以上を踏まえ、理事長の業績勘案率（案）については、貴委員会において、上記1の事項について事実確認を行った上で改めて審議されたい。

別紙

厚生労働省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間 (参考) 在任期間		算定内容				業績勘案率 (案)
				年度評価実施期間等の基準値に在職月数に応じて加重平均した値 (※1)	調整			
					在籍期間における目的積立金等の状況 (※2)	職責事項の申出の有無 (※3)	その他考慮すべき特段の事由 (※4)	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	理事長	H20.3.1～H23.9.30	同左	1.0	なし	なし	あり	0.9
	理事	H22.4.1～H23.9.30	同左	1.0	なし	なし	あり	0.9
	監事	H22.4.1～H23.9.30	同左	1.0	なし	なし	あり	0.9
福祉医療機構	監事	H18.7.11～H21.3.31	同左	1.2	なし	なし	なし	1.0
	理事	H21.4.1～H23.9.30						
労働者健康福祉機構	理事長	H22.10.1～H24.3.31	同左	1.5	なし	なし	なし	1.0
	理事	H22.4.1～H24.3.31	同左					
	監事	H22.4.1～H24.3.31	同左					
国立病院機構	理事長	H16.4.1～H24.3.31	同左	1.5	あり	なし	あり	1.3

国立国際医療研究センター	理事長	H22. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 5	なし	なし	なし	1. 0
国立成育医療研究センター	理事長	H22. 4. 1～H24. 3. 31	同左	1. 5	なし	なし	なし	1. 0

- ※1 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）1-②において「下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。」とされている。
- ※2 「業績勘案率の決定方法」1-④において「1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金等の状況に照らして適切であるかを考慮することとする。」とされている。
- ※3 「業績勘案率の決定方法」1-⑤において「退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。」とされている。
- ※4 「業績勘案率の決定方法」1-⑥において「その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。」とされている。